

# ◇かながわ校歌振興会会則

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 本会は、かながわ校歌振興会と称する。

### (会員)

第二条 本会は、神奈川県立高等学校の同窓会を会員として組織する。

### (目的)

第三条 本会は、神奈川県内の新制高等学校及び旧制中学校等の校歌・応援歌などの伝承及び振興を図るとともに、卒業生と在校生との交流に努め、併せて会員相互の親睦を増進することを目的とする。

### (事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) かながわ校歌祭の開催
- (2) その他必要な事業

## 第三章 役員

### (役員)

第五条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総務役員 1名
- (4) 会計役員 2名
- (5) 監事 2名

3 2 本会に、名譽会長を置くことができる。

3 役員は、総会において会員の中から選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 名誉会長は、本会の事業に顕著な功績のあつた者とし、役員会において選任する。
- 5 (2) 役員会 (3) 実行委員会
- 6 第十一条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、会長が招集する。
- 7 第六条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 8 2 副会長は、会長を補佐する。
- 9 3 総務役員は、本会の運営、庶務及び議事録の作成、保管に関するを行う。
- 10 4 会計役員は、本会の運営、予算・決算、その他の会計全般に関するを行う。
- 11 5 監事は、本会の会計等の監査を行う。
- 12 6 名誉会長は、役員会の求めに応じ、本会の事業について助言および必要な支援を行う。
- 13 7 第四章 実行委員
- 14 8 第七条 本会に、実行委員を置く。
- 15 9 第二条 実行委員は、会長の委嘱を受けた会員同窓会がその中から指名し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 16 10 3 会長は、会員以外の本会の目的・事業に賛同する高等学校の同窓会に対して、実行委員を委嘱することができる。
- 17 11 4 実行委員の互選により、実行委員長1名、実行副委員長若干名を選任する。
- 18 12 (1) 第十二条 実行委員会は、役員及び実行委員をもって構成され、実行委員長が招集する。
- 19 13 (2) 実行委員会は、次の事項を行う。
  - 20 14 事業計画の立案と実施
  - 21 15 その他総会で決定した事項の実施
- 22 16 3 実行委員会は、事業の実施にあたり、その中に幹事を設けることができる。

- 23 17 (1) 第九条 会則の変更 (2) 第十五条 本会は、事務局を横浜市西区藤棚町二十一九七神奈川県立希望ヶ丘高等学校桜陰会内に置く。
- 24 18 第八章 事務局
- 25 19 第十六条 本会の会則は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によって変更することができる。
- 26 20 付 則
- 27 21 3 本会則は、平成十九年四月十四日から有効となる。
- 28 22 改定 平成二十四年一月二十八日

### (顧問)

## 第六章 顧問

### (1) 総会

第十三条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、本会の求めに応じて、本会の事業について助言を行い、必要な支援を行う。

5 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

6 顧問は、本会の求めに応じて、本会の事業について助言を行い、必要な支援を行う。

7 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

8 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

9 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

10 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

11 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

12 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

13 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

14 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

15 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

16 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

17 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

18 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

19 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

20 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

21 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

22 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

23 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

24 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

25 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。

26 顧問は、本会の事業の遂行に功績のあつた者の中から、本会において選任する。